

名張市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者（以下「ドナー」という。）の負担を軽減し、より多くの骨髄又は末梢血幹細胞移植の実現及びドナー登録者数の増加を図るため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業におけるドナーに対し助成金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に定める者とする。

- (1) 市内に住所を有し、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供（以下「骨髄等の提供」という。）を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 前号の者が勤務している市内の事業所

(助成金の額)

第3条 前条第1号に定める者に交付する助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数（以下「通院等の日数」という。）に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄又は末梢血幹細胞の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し、日本骨髄バンクが必要と認める通院又は入院

2 前条第2号に定める者に交付する助成金の額は、同条第1号に定める者の通院等の日数に1万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき7万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄又は末梢血幹細胞の提供後、第2条第1号に定める者にあつては名張市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー用)（様式第1号）に、同条第2号に定める者にあつては名張市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所用)（様式第2号）に日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し等必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、その結果を、名張市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知す

るものとする。

(助成金の請求及び交付)

第6条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者は、名張市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書(ドナー用) (様式第4号) 又は名張市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書(事業所用) (様式第5号) を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以降の骨髄等の提供に係る通院又は入院から適用する。

附 則 (令和6年4月23日告示第74号)

この要綱は、告示の日から施行する。